

別表第四（第四条関係）

区分		審査方法	金額
一 火力発電所に属する 特定電気工作物	(一) 蒸気タービン		
	1 出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあつては、七万円）
	2 出力三万キロワット以上九十万キロワット未満のもの	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合 法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあつては、四万六千円）
(二) ボイラー	3 出力九十万キロワット以上のもの	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合 法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十八万七千二百円（電子申請による場合にあつては、七万八千円）
	1 蒸発量百五十トン毎時未満のもの	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合 法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	三十三万七千五百円（電子申請による場合にあつては、十一万八千五百円）
	2 蒸発量百五十トン毎時以上二千七百トン毎時未満のもの	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合 法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十七万九千二百円（電子申請による場合にあつては、七万円）
	3 蒸発量二千七百トン毎時以上のもの	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合 法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十四万九千八百円（電子申請による場合にあつては、四万六千円）
		映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合 法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	三十九万四千六百円（電子申請による場合にあつては、三十七万六千円）

(七) ガス化炉設備	2 出力三万キロワット以上のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保持 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十三万四百円（電子申請による場合にあつては、十二万二千二百円）
			十三万四千四百円（電子申請による場合にあつては、十二万二千二百円）
(六) ガスタービン	1 出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保持 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十三万四千四百円（電子申請による場合にあつては、八万四千四百円）
			十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、七万三千三百円）
(五) 液化ガス設備	1 出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保持 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、七万三千三百円）
			九万三千六百円（電子申請による場合にあつては、八万四千四百円）
(四) 蒸気貯蔵器	1 出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保持 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、七万三千三百円）
			九万三千六百円（電子申請による場合にあつては、八万四千四百円）
(三) 独立加熱器	1 出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保持 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十三万四千四百円（電子申請による場合にあつては、十二万二千二百円）
			十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、七万三千三百円）
(二) 蒸気発生器	1 出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保持 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十三万四千四百円（電子申請による場合にあつては、十二万二千二百円）
			十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、七万三千三百円）
(一) 蒸気発生器	1 出力三万キロワット未満のもの	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保持 映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をすることが可能な方法を用いて行う場合	十三万四千四百円（電子申請による場合にあつては、十二万二千二百円）
			十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、七万三千三百円）

	(八) 脱水素設備	改質器	二 燃料電池発電所に属する特定電気工作物	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信を行う場合	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信を行う場合	法定事業者検査の実施場所及び当該検査記録の保管場所で行う場合	十一万二千三百円（電子申請による場合にあつては、万三千百円）	三十二万四千七百円（電子申請による場合にあつては、二十万六千二百円）	十八万七千二百円（電子申請による場合にあつては、六万八千七百円）	十七万九千二百円（電子申請による場合にあつては、七万円）	十四万九千八百円（電子申請による場合にあつては、四万六千円）	三十九万三千三百円（電子申請による場合にあつては、十六万三千四百円）	三十三万七千七百円（電子申請による場合にあつては、十万九千百円）	三	三	三	三	三
--	-----------	-----	----------------------	-------------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	------------------------------	--------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	---	---	---	---	---